



<p>各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること</p>	<p>行政評価局調査を実施</p>	<p>業務改革による行政評価局調査の効果的な実施</p> <p>①従来型の全国計画調査の実施期間 ②コンパクト調査の実施期間 ③機動的な調査（臨時調査）の実施件数及び実施期間 ④その他業務改革の実施状況</p> <p>&lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>従来型の全国計画調査は、全国50局所に分散配置した調査員を、調査ごとに固定した規模で動員し、おおむね1年を目途に結果を取りまとめ</p> <p>平成28年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめ。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめ。 ③必要な場合は、機動的な調査（臨時調査）を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成29年度において、従来型の全国計画調査10本のうち、「公文書管理に関する行政評価・監視」については10か月で取りまとめ公表した一方、「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」については公表までに1年8か月を要しているが、これは、本省において補足（追加）的に調査する必要があったことによるもの、「土砂災害対策に関する行政評価・監視」については公表までに1年6か月を要しているが、これは関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによるものである。なお、上記10本の調査について、取りまとめに要した期間の平均値は1年4か月となっている。</p> <p>②平成29年度においては、コンパクト調査として「高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査」を4か月間、「太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査」を6か月間で取りまとめ、公表した。</p> <p>③当該年度においては、機動的な調査（臨時調査）を必要とするものはなかった。</p> <p>④行政評価局の地方組織再編により、調査ユニットの柔軟な編成が可能となったことにより、調査テーマ間の業務分担の見直しを行い、業務量の多い調査テーマの調査担当職員の人数を増やすなど、調査体制の充実を図った。また、WEB会議システムの活用により、これまで、調査従事者の一部しか参加できなかった調査計画の伝達会議を全調査従事者が視聴することが可能となったほか、タブレット端末の活用により調査先でのインターネットを通じた関連情報の収集や、調査対象機関からの資料提供を効率的に行うことが可能となった。以上のほか、共有フォルダを活用した局所における実地調査結果の速やかな共有を行っており、これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめ。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめ。 ③必要な場合は、機動的な調査（臨時調査）を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p> <p>①平成30年度に公表した従来型の全国計画調査8本のうち、「下請取引の適正化に関する行政評価・監視」については約1年で取りまとめた。他方、「クールジャパンの推進に関する政策評価」及び「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」については、公表まで2年以上を要したが、これは、関係するデータや事例の整理、分析に時間を要したことによる。 上記8本の公表までの期間の平均は、2年以上の期間を要した調査の影響もあって、約1年7か月であった。</p> <p>②平成30年度に公表した「鳥獣被害対策に関する実態調査-IOTを活用した対策の条件整備を中心として-I」については、約9か月で取りまとめた。</p> <p>③平成30年度においては、「賃金構造基本統計問題に関する緊急報告」を平成31年2月から3月の約1か月で取りまとめ、公表した。これは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査の不適切事案について、施策や事業を担当する府省とは異なる立場から行政評価・監視を行っている当局が実施することとされたものである。</p> <p>④調査の設計から取りまとめに至る各段階で局幹部と担当室との意思疎通の機会を一層回り、手戻りを少なくするとともに、昨年度に引き続き、各調査テーマの業務量に応じた機動的な人員配置を行うほか、WEB会議システム等を活用した効率的な情報共有に取り組んだ。また、取りまとめの途上においても、アンケート調査結果や中間的な公表を行い、関係府省との問題認識の共有、関係者への情報提供を行った。 これらの取組は、調査手順の効率化や本省・局所間での意思疎通及び問題意識の深化を通じ、調査の効果的な実施に寄与していると考えられる。</p>	<p>①調査の動員規模等を柔軟にし、従来型の全国計画調査を速やかに取りまとめ。 ②コンパクト調査について計画の内容を踏まえ、数か月程度を目安として取りまとめ。 ③必要な場合は、機動的な調査（臨時調査）を実施する。 ④その他業務改革を反映し、調査を効果的に実施する。</p>	<p>平成29年10月に行われた行政評価局の地方組織再編を契機とした業務改革により、おおむね1年の調査実施期間を目途とする従来型の全国計画調査に加え、国民の関心や対象施策の特性等を踏まえ、必要と考えられる場合には、特定課題に重点化した調査（コンパクト調査）や、機動的な調査（臨時調査）を実施することとしている。また、調査の円滑な実施のために、調査委員の弾力的な運用体制を整備することとしている。 こうした業務改革の取組みによる、弾力的な調査の実施や、調査の実施期間の柔軟化の状況については、別紙のとおりである。</p>
--	-------------------	---	---	--------------	---	--	--	---

<p>政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと</p>	<p>政策評価審議会等の知見を活用した政策評価の推進及び客観性担保評価活動の一環として点検を実施</p>	<p>③ 政策評価の質及び実効性の向上 ＜アウトカム指標＞</p>	<p>28年度の政策評価制度部会による政策評価の改善方針の提言（目標管理型、規制）前における各府省の政策評価の実施状況</p>	<p>平成 28年度</p>	<p>総務省が提示した政策評価の改善方針（28年度）の反映及び今後の課題について以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価に関しては、総務省が提示した改善方針（28年度）の後に示された「統計改革推進会議最終とりまとめ（H29.5.18）」も踏まえ、28年度実施施策に関する評価書を対象に検証を行ったところ、分析の妥当性、目標・測定指標の適切な設定に関して十分とはいえないものが確認された。</p> <p>また、一方で一部の府省において当局で確認を行った範囲では、目標と測定指標との因果関係を明確化するための取組や、事前分析表に設定された測定指標のうち、どれが主要なものであるかの明示等の改善が見られた。</p> <p>ii) 規制評価に関しては、H29.7に「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の改正を行い、H29.10.1から施行している。改善状況を把握した結果、遵守費用の定量化が不十分な例が見られるなど、課題を残している状況である。</p> <p>iii) 公共事業評価に関しては、「完了後の事後評価」を題材として、各省の参考に資するための情報を提供することを主眼として中間的に整理したものであり、引き続き関係省にその内容の周知を図るとともに、最終的な取りまとめに向けた情報収集を実施した。</p> <p>② 政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、「統計改革推進会議最終とりまとめ（H29.5.18）」を踏まえた検証に関して、H30.2.2の政策評価制度部会において、ロジックモデルの活用の方針など、ワーキンググループにおける検討内容を踏まえた審議・検討を行い、その後、H30.3.2の政策評価審議会において、「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等」が了承され、各府省に提示した。今後は、ロジックモデルの活用のあり方について、政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究等において引き続き検討する。</p> <p>ii) 規制評価については、H30.2.2の政策評価制度部会において、上記制度改正の実施状況を審議した。今後は、点検結果の各府省への指摘や更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、H30.2.2の政策評価制度部会において、政策評価における事業の直接・波及効果の取扱いなど、ワーキンググループにおける検討内容を踏まえた審議・検討を行い、その後、H30.3.2の政策評価審議会において、「公共事業に係る政策評価の改善方針」が了承され、各府省に共有した。今後は、点検活動や委員視察等を通じて、共通の課題やその改善方針について検討する。</p>	<p>① 総務省が提示した政策評価の改善方針（28年度・29年度）の反映状況及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。</p> <p>② 政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価に関しては、「統計改革推進会議最終とりまとめ（H29.5.18）」及び「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（H30.3.2政策評価審議会政策評価制度部会）を踏まえ、30年度における「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」として、関係府省及び学識経験者と協働しつつ、「IoTサービス創出支援事業」、「女性活躍推進」、「競争政策広報」及び「訪日インバウンド」の4つのテーマを題材に、ロジックモデルの活用、（必要に応じ）データ収集・調査の実施、統計的手法等の活用による政策効果の分析等を通じた検証を行った。当該実証的共同研究においては、政策効果の検証に応用しやすいタイプの施策や、多様な検証の手法例を取り上げ、具体的な事例の発信を通じて、各府省のEBPMの取組に対するリーディングケースを提示するものである。</p> <p>ii) 規制評価に関しては、制度改正後のH29.10からH30.3までに各府省において作成された112件の評価書を点検した結果、遵守費用の定量化が不十分な例が見られたほか、事前評価が意思決定過程でどのように活用されたか記載されていないなどの状況が見られたことから、改善すべき点を各行政機関に指摘するとともに、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例の横展開を図った。</p> <p>iii) 公共事業評価に関しては、総務省が提示した改善方針（29年度）を踏まえ、公共事業所管省における評価の運用状況等を把握したところ、公共事業所管省と事業主体である地方公共団体等との間で、評価業務に関する情報共有が十分でないなどの状況も見られた。</p> <p>② 政策評価制度部会において政策評価の改善のための検討を実施した内容は以下のとおりである。</p> <p>i) 目標管理型評価については、30年度における「政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究」に関して、H31.2.19の第18回政策評価制度部会（持ち回り開催）及びH31.3.4の第14回政策評価審議会（第19回政策評価制度部会との合同）にて進捗状況を報告するとともに、4つのテーマからなる当該実証的共同研究に取り組んだ結果に対する気付き等を取りまとめた「報告書総論」をH31.4.26に公表した（当該公表の旨もR1.5.17の第15回政策評価審議会（第20回政策評価制度部会との合同）にて報告）。引き続き、当該実証的共同研究を実施し、ロジックモデルの活用の在り方等について検討する。</p> <p>ii) 規制評価については、H30.7.27の政策評価制度部会において、上記①ii)の点検結果を踏まえた各府省への主な指摘事項や今後の方向性など、ワーキンググループでの検討結果を踏まえて審議した。その後の、当該点検結果をH30.12.12に各府省に通知するとともに公表した（この公表については、H31.2.19の第18回政策評価制度部会（持ち回り開催）及びH31.3.4の第14回政策評価審議会（第19回政策評価制度部会との合同）にて報告）。引き続き、各府省に対し、費用及び効果の定量化がなされている推奨事例や同様の海外事例の横展開を図るとともに、各府省が作成した評価書の点検を行うことで問題点を把握しつつ、更なる取組の必要性について検討する。</p> <p>iii) 公共事業評価については、ワーキンググループで審議・検討しつつ点検を実施するとともに、公共事業評価の改善の参考とするため、ワーキンググループ委員による地方公共団体の視察を実施。視察結果は、H31.2.19の政策評価制度部会及びH31.3.4の政策評価審議会に報告。今後も引き続き、点検活動、国の地方支分部局や地方公共団体からの情報収集、委員視察等を通じて、公共事業評価の質の向上のための方策について検討する。</p>	<p>① 総務省が提示した政策評価の改善方針（28年度～30年度）の反映状況及び今後の課題（各府省政策評価担当部局・有識者からのヒアリング等により把握）。</p> <p>② 政策評価制度部会における議論も踏まえ、政策評価の改善状況を総括する。</p>	<p>効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすためには、各省が行う政策評価の質及び実効性の向上が必要であることから指標として設定。</p> <p>当該指標の定量化は困難であるが、制度を所管する総務省において当該指標を改善するためには、有識者の知見及び各府省が把握している課題を活用し、政策評価の改善のための検討を行うことが求められることから、29年度～31年度それぞれにつき、それまでに総務省が提示した政策評価の改善方針の反映状況について把握するとともに、政策評価制度部会において新たな改善方針の検討を行う。併せて31年度については、本評価期間内の取組状況について、政策評価制度部会の議論も踏まえ、総括する。</p> <p>【参考指標】</p> <p>規制・租税特別措置等及び公共事業に係る政策評価の点検数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>＜平成29年度＞</li> <li>・規制に係る政策評価の点検数：112件</li> <li>・租税特別措置等に係る政策評価の点検数：40件</li> <li>・公共事業に係る政策評価の点検数：21件</li> </ul> <p>＜平成30年度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制に係る政策評価の点検数：120件</li> <li>・租税特別措置等に係る政策評価の点検数：59件</li> <li>・公共事業に係る政策評価の点検数：30件</li> </ul>
---	--	---------------------------------------	---	--------------------	---	--	---	--

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	行政相談委員と協働する等して行政に対する国民の相談案件を吸い上げること	4	行政相談の総受付件数 ＜アウトカム指標＞	164,145件	平成28年度	17万件以上 かつ前年度実績以上	令和元年度	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	17万件以上 かつ前年度実績以上	行政相談委員との協働を充実させる等して行政に対する国民の相談案件をできるだけ吸い上げること、制度の機能を発揮させる上で不可欠である。これらの活動の成果を測定するものとして、行政相談の総受付件数を測定指標として設定。 目標値については、28年度までを通じて設定していた目標値(17万件)を達成していないため、当該目標値以上かつ前年度実績以上とする趣旨で設定した。
	受け付けた苦情等について、必要なあつせん等を実施すること	⑤	苦情あつせん解決率 ＜アウトカム指標＞	94.2%	平成28年度	95.0%以上 かつ前年度実績以上	令和元年度	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	95.0%以上 かつ前年度実績以上	行政相談制度は、国の行政に関する苦情の申出等に応じ、必要なあつせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政の制度及び運営の改善に反映させるもの。この行政相談制度の目的を踏まえ、あつせんによりどの程度苦情が解決されたかを示すものが、測定指標として最も適切と考えられることから、あつせん解決率を主たる測定指標として設定。 28年度までを通じて設定していた目標値(95.0%)を27年度に達成したため、29年度以降の目標値は当該目標値以上かつ前年度実績以上とする趣旨で設定した。 なお、あつせんには、必要に応じ行政苦情救済推進会議に付議した上で行うものや、行政相談委員法第4条に基づいて行政相談委員から提出された意見を契機として行うものもあることから、これらを参考指標として設定した。  【参考指標】 ・行政苦情救済推進会議の審議に基づくあつせん件数 ＜30年度:21件＞ ・行政相談委員法第4条に基づく意見を契機としたあつせん等件数 ＜30年度:15件＞  (※)行政相談委員法第4条に基づく意見、行政相談委員が、総務大臣に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることでできるというもの。

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等	平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度			

(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和27年度)	138百万円 (120百万円)	216百万円 (149百万円)	299百万円	1～5	政府内において施策や事業の担当府省とは異なる立場から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策について勧告等を行う。 【政策評価の推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政策評価の質及び実効性の一層の向上を図る。 【行政相談】国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関にあつせん・通知を行うことにより、個々の苦情の解決や行政の制度・運営の改善を図る。  【成果指標(アウトカム)】 ・全国規模の調査に基づく勧告等について、2回目のフォローアップ時点での改善措置率 95.6%(平成31年度) ・行政相談の総受付件数:170,000件以上(平成31年度) ・苦情あつせん解決率:95.2%以上(平成31年度)	0002
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和27年度)	842百万円 (748百万円)	802百万円 (747百万円)	786百万円	1～5	【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】 本事業は、「行政評価等による行政制度・運営の改善」という政策目的達成のための中心事業であることから、本事業の成果は、政策目的達成のための測定指標に直結している。	0003
(3)	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年)	—	—	—	1～3	行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにする。	
(4)	行政相談委員法(昭和41年)	—	—	—	4、5	国民の行政に関する苦情の解決の促進に資するため、苦情の相談に関する業務の委嘱について必要な事項を定め、もって行政の民主的な運営に寄与する。	

政策の予算額・執行額	980百万円 (868百万円)	1,017百万円 (896百万円)	1,086百万円	政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第3章4 実効的なPDCAサイクルの構築
					規制改革実施計画	平成28年6月2日	17 規制所管府省の主体的な規制改革への取組(規制レビュー)

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。  
 ※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。  
 ※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。  
 ※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。

(別紙1) 行政評価局調査テーマごとの進捗状況

調査の実施に当たっては、その結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行うとともに、予算に係る調査結果についてはその内容に応じて概算要求や予算編成過程、予算執行等適切な時期に勧告を行うなど、各調査の内容に応じて適時かつ適切な措置を講ずることとする。また、アンケート調査の結果を始め可能なものについては、調査途上であっても、まとも次第、公表する。

&lt;平成29年度から継続実施&gt;

**○高度外国人材の受入れに関する政策評価**

本政策評価は、高度外国人材の受入れに関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成31年7月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

なお、本政策評価については、令和元年6月25日に意見通知及び公表を実施済みである。

**○女性活躍の推進に関する政策評価**

本政策評価は、女性活躍の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成31年6月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

なお、本政策評価については、平成30年9月10日にアンケート調査の結果を公表、平成31年3月8日に実地調査結果の中間公表を行い、令和元年7月2日に意見通知及び公表を実施済みである。

**○地籍整備の推進に関する政策評価**

本政策評価は、地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、令和元年8月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○消費者事故対策に関する行政評価・監視－医療類似行為等による事故の対策を中心として－**

本行政評価・監視は、消費者事故の情報収集、発生・拡大防止対策の実施状況、消費者事故の原因究明と再発防止対策の実施状況、消費者事故の未然防止対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

※ 以下8件の調査について、勧告等実施済み

- ・ 高速道路における逆走防止対策の推進に関する調査：平成29年7月7日通知
- ・ 太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査：平成29年9月8日勧告
- ・ 鳥獣被害対策に関する実態調査－ICTを活用した対策の条件整備を中心として－：平成30年5月21日通知
- ・ 下請取引の適正化に関する行政評価・監視：平成30年8月10日勧告
- ・ 子育て支援に関する行政評価・監視－保育施設等の安全対策を中心として－：平成30年11月9日勧告
- ・ 年金業務の運営に関する行政評価・監視－国民年金業務を中心として－：平成30年12月25日勧告
- ・ 空き家対策に関する実態調査：平成31年1月22日通知
- ・ 農業労働力の確保に関する行政評価・監視－新規就農の促進対策を中心として－：平成31年3月22日勧告

&lt;平成30年度から継続実施&gt;

**○訪日外国人旅行者の受入れに関する調査**

本調査は、日本版DMOの取組状況の調査及び訪日外国人旅行者滞在データ等に基づく分析等を行い、関係行政の改善に反映・活用されるよう、平成31年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

なお、本調査については、平成30年9月7日に調査結果（第一弾）、令和元年6月10日に調査結果（第二弾）を公表済みである。

**○遺品の整理サービスに関する実態調査**

本調査は、事業者におけるサービスの提供状況、市町村における遺品廃棄物処理の取扱状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年8月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○学校における専門スタッフ等の活用に関する調査**

本調査は、学校・教員の役割分担の状況、教員以外の専門スタッフ等の導入・活用状況、部活動の指導状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○認知症高齢者等への地域支援に関する実態調査－早期対応を中心として－**

本調査は、認知症高齢者等への介護サービスの提供状況、認知症高齢者への地域の見守り等の支援状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○災害時の住まいの確保等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建の視点から－**

本行政評価・監視は、被災地における在宅避難者等の把握・支援状況、災害時の在宅避難者等の把握・支援に関する検討・取組状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○「更生保護ボランティア」に関する実態調査－保護司を中心として－**

本調査は、更生保護ボランティアの活動状況、更生保護ボランティアに対する国・地方公共団体の支援の実施状況、更生保護ボランティア間及び国・地方公共団体間の連携状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和元年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

<令和元年度新規着手>

**○産学官連携による地域活性化に関する実態調査（実施中）**

本調査は、産学官連携による地域活性化の取組事例、大学等の技術シーズと地域社会・企業のニーズとのマッチングを図る取組の状況、地域における産学官連携のコーディネート状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視（実施中）**

本行政評価・監視は、農道・林道の整備状況、老朽化等の現状、農道・林道の維持管理等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○死因究明等の推進に関する政策評価（実施中）**

本政策評価は、死因究明等の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、令和2年4月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○地域住民の生活に身近な事業の承継等に関する実態調査（実施中）**

本調査は、地域における事業承継等の実態、事業承継等に伴う許認可等の事務手続の状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○地域公共交通の確保に関する実態調査（実施中）**

本調査は、地域公共交通の確保に向けた取組状況、地方公共団体・事業者・地域住民等の関係者間の連携状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○伝統工芸の地域資源としての活用に関する実態調査（実施中）**

本調査は、伝統工芸を地域資源として活用している取組の実施状況、伝統工芸に対する国や地方公共団体等の支援策の実施状況・活用状況、事業者等における支援ニーズ等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、令和2年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○外来種対策の推進に関する政策評価（実施中）**

本政策評価は、外来種対策の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、令和2年7月を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視（R1.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、漁業・漁村地域の現状、「浜の活力再生プラン」等に基づく取組の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○要保護児童の社会的養護に関する行政評価・監視（R1.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、一時保護の受入体制の整備状況、児童養護施設、里親等の確保・運用状況、要保護児童の自立支援策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○廃校施設の有効活用等に関する実態調査（R1.12（予定）～）**

本調査は、廃校施設の有効活用の好事例、今後発生が見込まれる廃校施設も含めた廃校の活用方策の検討状況、廃校施設の維持・管理の状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。

**○土壌汚染対策に関する行政評価・監視（R1.12（予定）～）**

本行政評価・監視は、土壌汚染の対象となる土地の把握状況等、長期にわたり要措置区域に指定されている要因の把握状況、国・地方公共団体間の連携状況等を調査し、関係行政の改善に反映・活用されるよう、1年後を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。